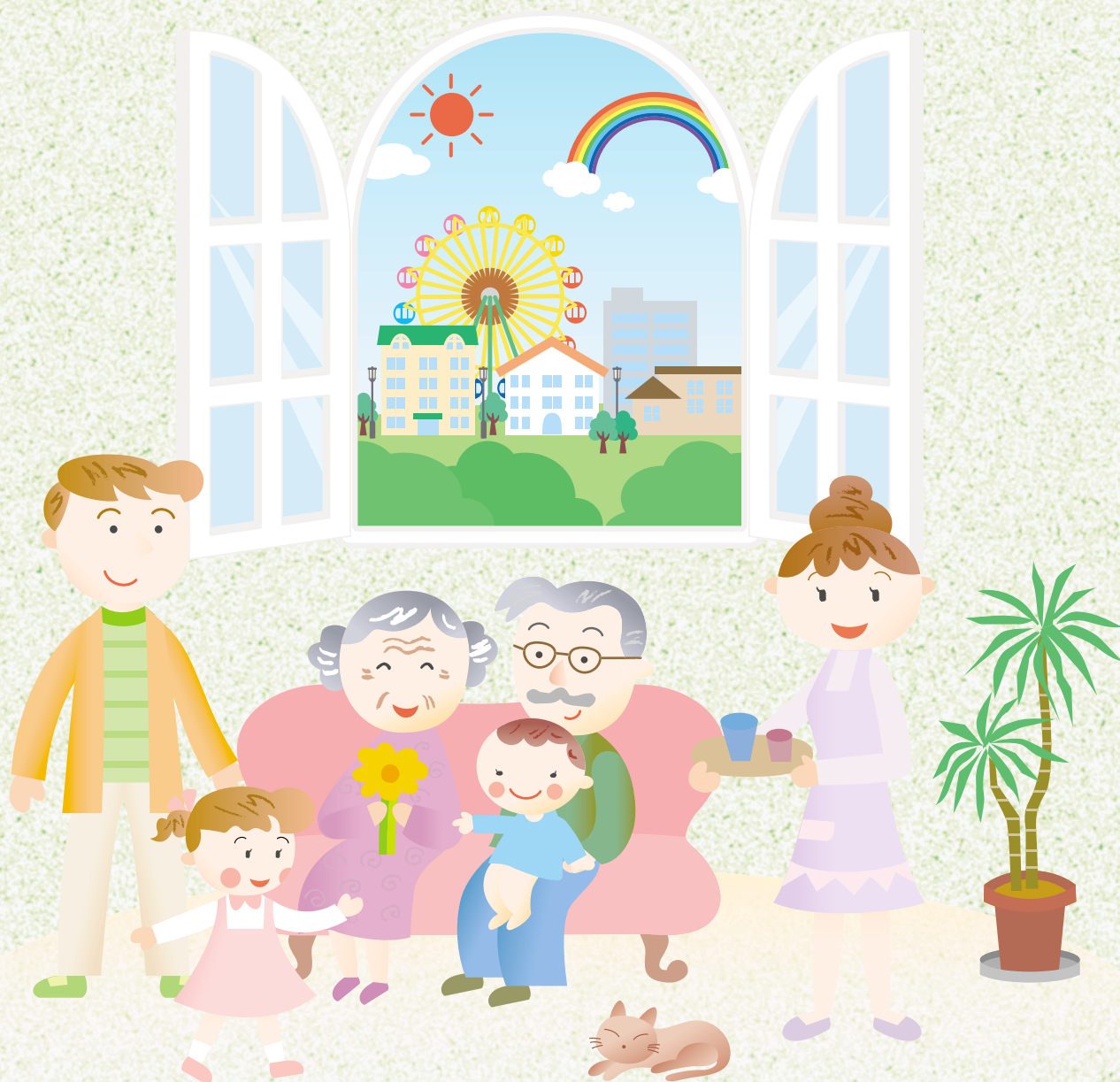


第2次

人権教育・啓発の推進に関する 伊勢崎市基本計画

(平成27年度～平成36年度)



伊勢崎市



は じ め に

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。「人権」というと、どうしても「難しいもの」、「堅いもの」などと考えられがちですが、人権とは、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

本市は、「人権尊重都市」を宣言し、互いの理解と協力と信頼により、人権の尊重された明るく住みよいまちを築くことをめざしています。伊勢崎市総合計画で、基本施策の一つとして「人権の尊重」をあげるとともに、平成18年に「人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」を策定し、人権教育と啓発に関するさまざまな施策を推進してきました。このような取り組みの結果、人権に対する理解や認識はある程度深まってきましたが、女性に対する暴力、子どもや高齢者などに対する虐待、同和問題などの人権課題が依然として存在しているほか、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきています。

こうした中、今後さらなる効果的な施策の推進を図るため、計画の見直しを行い「第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたりまして、市民意識調査により貴重なご意見をいただきました市民の皆様、また、慎重な審議をいただきました人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会委員の皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

これからも、一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない明るい地域社会が実現できるよう取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

伊勢崎市長

五十嵐清隆



目 次

第1章 基本的考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 目 標	1
3 計画の性格	1
4 推進期間	2
5 推進体制	2
第2章 人権教育・啓発の推進について	3
1 重要課題における人権教育・啓発の推進	3
(1) 女 性	3
(2) 子ども	5
(3) 高齢者	7
(4) 障害者	9
(5) 同和問題	11
(6) 外国人	13
(7) エイズ患者やH I V感染者	15
(8) その他の人権課題	16
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	18
(1) 家 庭	18
(2) 地域社会	18
(3) 学校等	19
(4) 企業・団体等	20
3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発	21
(1) 教職員・社会教育関係者	21
(2) 医療・保健福祉関係者	21
(3) 行政・消防職員	22
4 人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発	23
資料編	24
人権に関する意識調査結果の概要	25
世界人権宣言	34
日本国憲法（抜粋）	38
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定・推進委員会設置要綱	42
人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会設置要綱	44

第1章 基本的考え方

1 策定の趣旨

平成17年(2005年)1月に伊勢崎市、赤堀町、東村、境町が合併し、新しい「伊勢崎市」が誕生しました。旧伊勢崎市では、全国に先駆けて昭和43年(1968年)に「人権尊重都市」を、旧東村では「人権尊重の村」、旧境町では「人権尊重と福祉の町」を宣言していましたが、合併後も、新しい伊勢崎市として、平成18年(2006年)に「人権尊重都市」を宣言し(※1)、人権の尊重をまちづくりの理念として引き継いでいます。

一方、国においては平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められました。このことを受け、群馬県は平成17年(2005年)に「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しました。

このような国や県の計画等の趣旨を踏まえ、本市では平成18年(2006年)に「人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」を策定し、人権教育及び啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。しかし、計画策定から約8年が経過する中、人権課題の多様化や複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな課題も生じてきています。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、今般「第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」を策定しました。

2 目 標

あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、人権を習慣、文化として日常生活に定着させ、すべての市民が一人ひとりの人権を尊重した考えや行動をとることができる社会の実現をめざします。

3 計画の性格

本市は、伊勢崎市総合計画において「市民とともに協働・共生のまちをつくる」を基本政策の一つとして、誰もが尊重され、自己の能力を発揮できる共生のまちづくりを進めています。「第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」は、総合計画の基本施策のうち「人権の尊重」の分野に係る個別計画であり、本市が実施する人権教育・啓発の推進及び市行政全般における人権尊重への配慮に対する基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示すものです。

また、企業や関係機関、団体をはじめ広く市民に、わかりやすく人権教育・啓発の必要性を理解していただき、市民の人権意識をより高め、行動の実践を促すものです。さらに、市民一人ひとりがあらゆる場を通じて、自主的に人権教育・啓発に取り組むことを期待しています。



4 推進期間

この計画の推進期間は、総合計画と同じ平成36年度（2024年度）までとしますが、人権を取り巻く社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 推進体制

- （1）庁内組織である人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定・推進委員会を中心に、市民の代表からなる人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会の意見や提案を受けながらこの計画を推進します。
- （2）国や県、他市町村、人権啓発活動ネットワーク協議会をはじめとする関係諸団体、企業、マスメディア、市民活動団体などと緊密に連携し、相互協力の下に総合的な推進に努めます。
- （3）地域や家庭等において人権教育・啓発を進める市民活動団体等の活動に対しては、積極的に協力や支援を行います。
- （4）計画の推進については、あらゆる機会を通じて人権に関する情報の提供に努めるとともに、幅広く市民の意見等を取り入れ、効果的に計画が推進できるよう努めます。
- （5）本市が実施する諸施策の推進にあたっては、この計画の策定の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。

（※1）人権尊重都市宣言

すべての人々の人権を平等に保障することは、だれもが幸せに暮らせる社会をつくる基礎になります。わたくしたち伊勢崎市民は、お互いの理解と協力と信頼により、一人ひとりの健康で幸福な生活を送る権利を守り、みんなで明るく住みよいまちを築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

（平成18年12月20日）

第2章 人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の方法には、法の下での平等や個人の尊重といった人権全般に共通する視点から、それぞれの人権課題の解決を図るものと、それぞれの人権課題を個別的な視点から解決することにより、あらゆる差別の解消を図るものがあります。このふたつの方法は相反するものではなく、それらがあいまって人権意識の高揚が図られ、さまざまな人権課題を解決していくものと考えます。

ここでは、各重要課題における人権教育・啓発について、本市の現状や今後の具体的な施策の方向性等を示すものです。

(1) 女 性

① 現 状

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国連や国際社会の動きと連動しながら各種の法制度や社会環境の整備がなされ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが進められてきました。

平成11年（1999年）には「男女平等」を基盤とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、基本理念の第1番目に「男女の人権の尊重」がうたわれています。男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な取り扱いを受けないことや個人として能力を発揮する機会が確保される「男女共同参画社会」の形成は、21世紀の日本の最重要課題と位置づけられ、その取り組みの充実が図られています。

一方、近年、顕在化しているDV（ドメスティック・バイオレンス＝家庭内における夫や恋人などからの暴力）やストーカー行為、さらに、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、売買春などは、女性の人権を著しく侵害する問題であるにもかかわらず、その重大性はいまだ十分認識されていないなど、女性に関する人権問題が山積している状況です。

このような状況を受け、本市では、男女が互いを尊重しつつその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、平成19年（2007年）3月に「伊勢崎市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会経済状況の変化に対応するため、平成23年（2011年）3月に「伊勢崎市男女共同参画計画後期計画」として見直しを行い、さらに平成27年度（2015年度）からは「第2次伊勢崎市男女共同参画計画」として改定した計画に基づき、さらなる施策の推進を図ろうとしています。

② 課 題

女性の社会進出は、法制度や社会環境の整備の進展と併せ、近年、目覚ましいものがあります。地域活動にも積極的に参加し、21世紀の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえでも、女性の参加は重要であると考えられています。

しかし、女性の就業のあり方を見ても明らかなように、政策決定の場における女性の「参画」が少ないのが現状であり、意思決定の場での女性の登用を促進していくこ



とが必要です。

年々増加の傾向にある派遣労働やパート労働等の不安定労働の多くを女性が占めている状況も大きな問題を含んでいます。

女性に対する偏見や差別をなくし、女性の能力が適正に評価されるような環境をつくり、女性の社会的・経済的自立を支援していくことが、女性の人権を確立していくうえで重要であり、そのためには、保育所などのインフラ面の整備とともに、社会保障制度や女性・男性双方の働き方の見直しが大きな課題となっています。

また、これまで表面化することの少なかったDVをはじめとする女性に対する暴力は、女性への著しい人権侵害であり、許されない行為であるという認識のもと、根絶に向けた取り組みが求められています。

人々の意識や慣習の中に根強く残っている固定的な性別役割分担意識は、女性に対する不平等・不利益な取り扱い等を生み、女性の生き方のみならず、男性の生き方の選択にも影響を与えていて、それらの意識を解消し、男女平等意識を広めていくことが非常に重要です。

③ 今後の取り組み

ア 男女平等と人権尊重意識の強化

家庭や学校、職場、地域などあらゆる場において、男女平等と人権尊重意識を深く根づかせるため、広報活動を積極的に展開し、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直しや意識の改革を推進します。

イ 男女共同参画社会の促進

伊勢崎市男女共同参画計画に基づき、さまざまな分野での男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進します。

ウ 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DVやストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春などの暴力の根絶に努めます。

④ 市民のみなさんへ

これまで女性の人権についてはさまざまな取り組みを行ってきましたが、平成25年（2013年）の市民意識調査の結果からも分かるとおり、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、いまだ根強く人々の意識に残っています。このような固定的な役割分担意識や慣習は、男女ともに、自分らしくその人らしく生きていくことを妨げる要因となっています。

一人ひとりが、日常生活の中で見過ごされやすい固定的な性別による役割分担意識や偏見に気づき、そこから生まれる行動が人権尊重への大きな力となります。

誰もがお互いの人権を尊重し、喜びも責任も共に分かち合い、性別にとらわれることなく自分らしく輝いて生きていける男女共同参画社会は、誰にも生きやすい社会であるはずです。その社会の実現に向けて取り組みましょう。



(2) 子ども

① 現 状

近年、少子化や核家族化の進行、夫婦共働きの一般化、地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域の養育力が低下しています。保護者が、子育ての不安や悩みを相談する相手が身近にいないことなどから育児ノイローゼになったり、児童虐待に至ったりするケースも少なくありません。このような中、本市でも増加する虐待通告や児童相談に対応するため、平成22年（2010年）10月に子育て相談センターを開設し、さまざまな児童相談に応じています。

また、インターネットや携帯電話の普及や、集団生活や体験活動の欠如など、児童を取り巻く環境の変化に伴い、心の問題を抱える児童も増えています。さらに、学校におけるいじめや不登校、児童買春や薬物乱用といった、子どもの健全な成長や発達に深刻な影響を与える問題も、依然として憂慮すべき状況にあります。本市が平成25年（2013年）に実施した「人権に関する市民意識調査」でも、重要課題の中で「関心のあ

る人権問題」及び「受けたことのある人権侵害」として回答された項目は、ともに「子ども」がもっとも高くなっていて、子どもの人権問題が、社会的に大きな課題であることを表しています。

② 課 題

家庭や学校、地域社会が一体となり、互いに連携を図り、それぞれの教育力を高め、その機能を十分発揮し、子どもの人権の尊重と擁護に向け、以下の取り組みを推進していくことが課題となっています。

- ・ 子どもへの虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼすとともに、将来の世代の育成に懸念を及ぼす行為であることを認識し、どこ家庭でも起こりうる現象と捉えて、地域全体で取り組むべき課題であるとの意識づくり。
- ・ 児童虐待の早期発見、早期対応のための、関係機関連携による見守りと支援。
- ・ 地域社会全体で子どもを育てるという意識の醸成と、家庭、学校、地域社会が連携・協力して子育てを支援する体制の整備。
- ・ 子どもを一人の人間として認め、その意見や気持ちを尊重し、成長段階に応じて悩みに応えられる支援体制の充実。
- ・ 学校教育での人権尊重教育の推進と、差別や偏見をなくするための行動力の育成。

③ 今後の取り組み

「子どもの権利条約」に掲げられているように、子どもは、身体と生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体であり、さらに、子どもは単に保護や指導の対象としてだけでなく、自ら意見を表明する権利や参加する権利を保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければなりません。

また、子どもたちの実態に見られる「いじめ」や「問題行動」のほか、生命を軽視する風潮などは、大人社会の反映であることを改めて認識する必要があります。



ア 児童虐待の防止について

- ・ 児童虐待防止に向けて、啓発活動を推進し、相談先の周知を図ります。
- ・ 児童虐待の早期発見や解決のための体制づくりとして、伊勢崎市要保護児童対策地域協議会の更なる充実を図ります。
- ・ 児童虐待防止のため、オレンジリボンキャンペーンを実施します。

イ 子どもの社会参加・体験活動の促進

- ・ 育成団体と地域、行政が連携し、子どもから大人までが安心して体験活動や社会参加活動に多く参加できる機会の場をつくっていきます。

ウ いじめ、不登校、問題行動について

- ・ 人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において、大人とのしっかりと信頼関係の下で、自己肯定感を確立し、子ども同士の仲間意識や他者を認める意識を高めていくことを保育目標として推進していきます。
- ・ 温かい人間関係を基盤とし、一人ひとりが潤いと活気に満ちた学校生活が送れるよう、存在感や成就感を味わえる学級づくりをめざし、いじめや不登校、問題行動の未然防止に努めます。
- ・ いじめや不登校、問題行動の兆候を学校、家庭、地域が共有するなど、関係機関が連携して課題解決に向けた取り組みを推進していきます。
- ・ 学校や警察等の関係機関の連携を強化するとともに、家庭や地域社会との連携も進めていきます。

④ 市民のみなさんへ

児童虐待は、子どもの将来に大きな影響を与えます。深刻な虐待を防ぎ子どもを守るためには早めの対応が必要です。身近で少しでも気になる子どもがいましたら、ご相談ください。

今後も、子ども達が小さい頃から、人との関わりの中で他人をいたわり、思いやる心を身につけさせていきたいと思います。



(3) 高齢者

① 現 状

わが国は、急速な少子高齢化により、世界でも例を見ない超高齢社会を迎えています。いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えた平成26年（2014年）6月末には、高齢者人口の推計は過去最高の3,272万人となり、日本国民の4人に1人が高齢者という状況になっています。

本市では、平成26年（2014年）12月末現在の高齢化率は22.7%ですが、今後も上昇することが予想されています。このような中、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、平成27年（2015年）に、「第6期高齢者保健福祉計画」を策定し、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に努めています。

② 課 題

このような中で、すべての高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、誰もが長生きしてよかったと実感できる、心豊かで活力ある高齢社会をつくることが求められています。

高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、これからの社会の重要な一員として、お互いに人権を尊重し合い積極的に地域活動を行うことが期待されています。また、すべての高齢者が明るく安心して生活が送れるように、各種福祉サービスの充実を図るとともに高齢者を介護している家族に対する支援の充実や介護予防の推進も求められています。

③ 今後の取り組み

ア 地域社会における「心豊かな長寿社会」づくりの推進

伊勢崎市高齢者保健福祉計画の基本理念に基づき、住み慣れた地域で長生きをしてよかったと実感できる「心豊かな長寿社会」づくりを推進します。

イ 高齢者の生きがいづくりの積極的推進と世代間交流の促進

高齢者の生きがいづくりとして、その豊富な知識や経験等を活用した地域活動や社会活動を行うとともに、地域の青少年や子どもとの交流を推進します。

ウ 高齢者の人権擁護の推進

高齢者の人権を守るために、認知症高齢者等の権利擁護事業や高齢者への虐待防止体制の充実を図ります。

エ 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の自立支援や在宅介護家族の支援を推進するため、介護予防事業や各種高齢者福祉サービスの充実を図ります。

オ 介護施設整備事業の推進

地域に密着した各種介護事業を推進するため、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備を図ります。



④ 市民のみなさんへ

高齢化が一層進み、高齢者を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化し、その内容も複雑化しています。

また、介護予防の観点から、市民一人ひとりが自ら進んで健康の増進と介護予防に努め、生きがいを持って暮らせる社会をつくるため、努力することが最も大切であると考えられます。

これからも、高齢者が今までに培った知識や経験を持った人生の先輩として、家族や友人、地域のさまざまな人々と知恵を出し合い、助け合うことができる社会をつくりましょう。



(4) 障害者

① 現 状

平成18年（2006年）10月、障害福祉サービスの一元化や自立した日常生活の支援を目的とした「障害者自立支援法」が完全施行されましたが、その後も法の円滑施行のための特別対策や抜本的な見直しに向けた緊急措置など、さまざまな改正が相次ぎました。平成23年（2011年）8月には、「障害者基本法」の一部が改正され、目的規定の見直しや障害者の定義の見直し、差別の禁止などが規定されたほか、平成24年（2012年）10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

また、平成25年（2013年）4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行（一部は26年4月施行）されたことにより、難病により生活上の支援が必要な人も障害福祉サービスの受給対象となりました。

さらに、平成25年（2013年）6月に、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

障害者やその家族を取り巻く環境が大きく変化する中、本市では平成26年（2014年）3月に「第2次伊勢崎市障害者計画」を策定し、この中で「障害者理解の促進」を重点課題の一つとして掲げ、障害者に対する差別や偏見の解消に努めています。

② 課 題

障害者が生活のさまざまな場面での差別や偏見を感じる事象は、解消されていません。障害や障害者への理解を一段と深め、障害者の多様なニーズに応えるためには、各関係機関が相互に連携し、それぞれの役割を明確にしながら問題解決に取り組むことが必要です。

障害のある人を対象として平成25年（2013年）に実施した市民アンケート調査では、働く意欲の高まりや、一般就労への希望が高いことが分かりました。伊勢崎公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターの実績もあり、障害者雇用は前進しつつありますが、全国的にみるといまだ低迷しています。障害者が安心して働き続けるための総合的な支援策が求められています。

さらに、大規模な災害が発生した場合の要援護者への対応が急務となっています。福祉避難所の整備とともに、災害時要援護者対策を地域で取り組み、助け合う福祉のまちづくりを進める必要があります。

③ 今後の取り組み

障害者の完全参加と平等をめざし、また、誰もが温かいと感じられる社会の実現に努めます。

ア 障害者の自立支援と社会活動への参加の推進

地域社会の中に存在し暮らしにくさのもとになっている、物理的環境的なバリア、



情報のバリア、心理的なバリアの解消に努め、自立（自らの持てる力を生かし、自己決定により、自主的な生活を営むこと）が達成できるよう支援していきます。

イ 地域における生活支援と情報提供の充実

地域の中で安心して暮らせるように、年齢や状態などに応じた必要な介護給付や訓練等給付などの生活支援を行います。また、地域の中での疎外感を持たせないために手話奉仕員の養成や派遣、声の広報の発行事業などを行い、情報の提供を行います。加えて、地域の相談支援の拠点となる障害者（児）相談・生活支援センターの充実にも努めます。

ウ 障害や障害者に対する理解の促進

障害者に対する正しい理解を得るため、ボランティア活動などを通じて市民の参加と協力を推進し、障害のある人となない人があらゆる機会を通じて交流し、相互の理解が図れるような機会の提供に努め、地域の人々への啓発を進めます。

④ 市民のみなさんへ

私たちは障害の有無にかかわらず、自分の住居をもち、日中活動の場を確保し、余暇活動を楽しむなど、誰もが他の人々と同様の生活を送る権利を持っています。言い換えれば、「障害者の問題」というのは、実は「障害をもたない人の問題」なのです。

みなさんも一人の人間として、誰もが互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域でともに生活していける社会づくりに努めましょう。



(5) 同和問題

① 現 状

昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申（※1）では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。」としており、また、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。

この答申を受けて国は、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」（同対法）を制定し、その後「地域改善対策特別措置法」（地対法）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）と、法律が失効する平成14年（2002年）3月までの33年間にわたり特別対策を行ってきました。

群馬県では、平成12年（2000年）に法律失効後の同和対策のあり方について県同和対策審議会に諮問したところ、「昭和40年（1965年）に同和対策審議会答申で実態的差別として指摘された劣悪な生活環境等については、同和地区関係者の努力と行政の長年の取り組みにより、県内では概ね解消されたといえる。しかしながら、心理的差別については、今日においても差別的な発言や行為などにより同和地区の方々の心が傷つけられることがあるなど、人々の意識の中にある偏見や差別を解消するには至っていない。」との答申が出されました。

本市では、特別措置法等のもとで実施された各種施策により、同和地区における生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど着実に成果を収め、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されてきました。また、結婚や就職における差別につながる不正な身元調査の抑止のため、平成24年（2012年）8月に登録型本人通知制度（※2）を導入しました。さらに、教育・啓発活動の継続的な実施により、市民の同和問題に対する正しい理解と認識も深まり、差別意識の解消も着実に進んでいると考えます。

② 課 題

平成25年（2013年）に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果から、今でも、同和地区関係者に対する結婚や就職に際しての差別意識が皆無ではないことが分かります。また、差別落書きやインターネットによる差別文書の掲示等の差別事象も見受けられるなど、依然として人々の意識の中に存在している偏見や差別意識の解消にはいまだ十分とはいえない状況であるといえます。

③ 今後の取り組み

同和問題は、日本国憲法によって保障されている基本的人権に関わる問題であるということから、「地域改善対策協議会意見具申」（※3）を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、市民をあげて偏見や差別意識の解消に向け、引き続き積極的に次の取り組みを行っていきます。

ア 人権教育の推進

学校教育においては、同和問題をはじめとする人権問題についての理解を深め、その解決にかかわろうとする態度が身につくよう、子どもの発達段階に即して、生命や



人権尊重の精神などの「心の教育」を基盤とした計画的かつ継続的な指導や啓発に努めます。また、教職員の資質や指導力の向上に努め、人権教育の一層の充実を図ります。

社会教育においては、「人権について考える集い」や「地区別人権学習会」等の各種講演会や学習会の開催、広報紙を通じての啓発など、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を育成するための取り組みを推進します。

イ 人権啓発の推進

人々の意識の中にある偏見や差別意識の解消を図るため、引き続き講演会や研修会を開催するほか、市の広報紙やホームページ等、身近な媒体を活用した効果的な啓発の推進に努めます。

ウ 隣保館・集会所活動の充実

隣保館では、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を総合的に推進します。また、集会所においても住民の交流や、人権啓発のための講座や交流教室の開催を推進します。

エ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、同和問題を解決するための大きな阻害要因となっていることから、えせ同和行為の排除に向け、法務局や警察、県等の関係機関と連携を図りながら、被害の予防に努めます。

オ 迷信や因習等にとらわれないまちづくり

昔から言い伝えられている科学的根拠のない「迷信」や「因習」について、市民が再考する環境をつくり、不合理な考えに左右されない地域社会づくりに努めます。

④ 市民のみなさんへ

同和問題の教育・啓発活動について、「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」という消極的な考え方が同和地区内外にあることが、平成25年（2013年）に実施した「人権に関する市民意識調査」からも分かります。このような考え方は、同和問題の解決だけでなく、あらゆる人権問題の解決にとって大きな障害となっています。

同和問題は、人権問題の重要な課題の一つであると理解するとともに、「人の人権を尊重することは、自分の人権が尊重されることにつながる」という考え方を市民一人ひとりがもち、偏見や差別のない住みよいまちにしましょう。

（※1）同和対策審議会答申

昭和40年（1965年）に同和対策審議会が総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対して提出した答申。同和行政の基本的指針となっている。

（※2）登録型本人通知制度

事前に登録をすることにより、登録者の住民票や戸籍謄抄本などが代理人や第三者に対し交付された場合に、その交付の事実を本人宛に通知する制度。

（※3）地域改善対策協議会意見具申

地域改善対策協議会が出した意見書。昭和59年（1984年）・昭和61年（1986年）・平成3年（1991年）・平成8年（1996年）に出された。



(6) 外国人

① 現 状

これまで本市は、海外都市との国際交流として、昭和61年(1986年)7月にアメリカ合衆国ミズーリ州スプリングフィールド市と姉妹都市提携、平成元年(1989年)11月に中国安徽省馬鞍山市と友好都市提携、国際交流の諸事業を展開し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな人材育成に努めています。

一方、平成2年(1990年)出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、平成17年(2005年)3月末には日系南米人を中心に12,202人にまで外国人住民が増加しました。しかし、リーマンショックに端を発する世界的な金融危機による雇用情勢の悪化や東日本大震災の発生などにより、外国人住民数の減少傾向が続いています。平成26年(2014年)12月末現在で57ヶ国10,083人となっていて、これは、全人口211,323人の約4.8%を占める数です。

出入国管理及び難民認定法改正以来、来日した外国人住民の中には、10～20年と長期に渡り本市で生活している方も多く、定住化や永住化が進んでいます。高齢期を迎える外国人住民が安心して暮らせるための方策や、災害時や地域社会において、地域を支えるための人材として外国人住民の育成が求められてきています。

② 課 題

定住化や永住化が進んでいる一方で、日本語の能力が不十分な外国人住民が依然として多く、日本語の読み書きや日常会話を学習する機会を継続的に確保する必要があります。

日本語の理解が不十分な外国人住民は「災害弱者」とみなされることもあります。正しく情報を理解できれば、いざというときに協力し合える地域の担い手にもなり得ます。日常だけでなく災害時においても、外国人住民が正しく情報を理解できる仕組みづくりが求められています。

③ 今後の取り組み

ア 多文化共生に関わるさまざまな団体や個人との連携、協力

意見・情報交換の場を通して、多文化共生に関わるさまざまな団体や個人との連携、協力を図り、多文化共生のまちづくりをめざします。

イ 姉妹友好都市交流の推進

アメリカ合衆国ミズーリ州スプリングフィールド市及び中国安徽省馬鞍山市をはじめ諸外国との交流を促進し、市民の多文化共生に対する理解を深める機会を提供します。

市民レベルでの交流を積極的に推進し、諸外国との交流を深め、多文化共生社会の実現をめざします。

ウ 外国人相談窓口の充実

日本語の不自由な外国人住民のため、外国人の住民登録や査証、国籍、婚姻、出生問題等人権に配慮した母国語による相談窓口の充実を図ります。

エ 伊勢崎市国際友好会館の有効活用

国籍を問わず、広く市民に愛される施設として活用されるよう、利用の促進に努めます。



- オ 初期対応校（※1）及び外国籍児童生徒学校生活適応指導助手の配置の促進強化
外国籍児童生徒とその保護者をサポートする必要性が高まっていますが、生活適応指導助手の配置の促進強化により対応していきます。
- カ 日本語教室の充実
日本語教室の運営の拡大や日本語教師の人権に配慮した指導など、資質の向上に努めます。
- キ ブラジル学校やペルー学校等との連携
ブラジル学校やペルー学校等外国人学校との連携を強化し、日本語教育や日本文化の理解の推進をしていく中で、平等の精神の育成に努めます。
- ク 伊勢崎市国際化推進ボランティアの活用
伊勢崎市国際化推進ボランティアを活用し、本市の国際化を進め、外国人住民と日本人住民との交流、相互理解に努めます。
- ケ 伊勢崎市災害時外国人支援ボランティアの活用
災害時に外国人住民等への相談及び情報の提供などの支援をするための人材を確保し、災害時の支援に備えています。

④ 市民のみなさんへ

日本人、外国人の違いを問わず、誰でも人間らしく生きる権利を等しくもっています。互いの文化の違いを理解し合い、対等な関係を築きながら、すべての人の人権が守られる共生のまち、誰もが安心して生活できる地域社会をつくりましょう。

（※1）初期対応校

本市の小・中学校、並びに市立幼稚園への転入学（園）を希望する中で、日本語指導を必要とする外国籍幼児児童生徒及びその保護者を対象に初期適応指導を行う。初期対応校には外国籍児童生徒生活適応指導助手を常時配置してあり、入学手続きの方法や日本の学校（園）生活上のルール等の説明を母国語で行うことで、日本の学校へのスムーズな適応を図っています。初期対応校での指導は5日間程度行い、その後は転入学の学校（園）における指導を通して適応促進を図っていきます。また、必要となる指導資料を教育委員会と協議のうえ作成しています。



(7) エイズ患者やHIV感染者

① 現 状

エイズ(※1)は昭和56年(1981年)にアメリカ合衆国で発見されて以来、世界中で流行し、感染者数は増加を続けています。

日本では、昭和60年(1985年)に初めてエイズ患者の報告以後、感染者は増加を続けていて、厚生労働省エイズ動向委員会の報告によると、平成25年(2013年)12月末で、エイズ患者は7,203人、HIV(※2)感染者は15,812人です。群馬県では、昭和62年(1987年)から平成26年(2014年)6月末までの累計報告数が、患者と感染者合わせて303人となっています。

エイズ患者やHIV感染者に対する誤解と差別の解消については、いまだに十分とは言えず、私たちは病に悩むすべての患者と感染者を支援し、偏見や差別のない社会をつくらなければなりません。

② 課 題

HIV感染が流行した先進諸国では、予防対策が進み、感染者の増加は収まりつつある中で、日本では感染者数は横ばい状態ですが、患者数は、緩やかな増加が続いています。

エイズは正しい知識をもつことにより予防できる病気です。現代社会では性の解放が進み、刺激的な書物等が氾濫しています。こうした環境の中で青少年をエイズから守るために、性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。

③ 今後の取り組み

エイズ患者やHIV感染者が地域社会で安心して生活できる社会をめざし、偏見や差別をなくすための啓発事業等を伊勢崎保健福祉事務所と連携し推進していきます。

④ 市民のみなさんへ

エイズは、さまざまな病気の一つにすぎません。エイズ患者やHIV感染者に対する誤解と偏見を解消し、エイズに対する正しい理解を深めるとともに、患者と感染者が幸せに生きる社会を実現しましょう。

(※1) エイズ (AIDS)

体内に入りこんだウイルス(HIV)によってヒトの体内の免疫システムが損傷を受け、病気を撃退できなくなったことで起こる、一連のさまざまな症状。

エイズは遺伝する病気ではありません。

(※2) HIV (ヒト免疫不全ウイルス)

HIVは空気中や水中では生きていくことはできませんが、いったんヒトの体内に入ると、免疫を担当している細胞を集中的に攻撃して、次々に破壊してしまいます。そのため、免疫システムが機能しなくなって、病気を防ぐことができなくなってしまいます。



（８）その他の人権課題

① 犯罪被害者等

犯罪は社会の規範に反した加害者が、被害者の基本的な権利を侵害するものです。

犯罪被害者は、生命や身体等に直接的な被害を受けるばかりではなく、その家族や遺族も含めて精神的負担や社会的負担、経済的負担等、将来を一変させてしまうようなさまざまな困難を抱えている現状にあります。また、近年のわが国における犯罪の増加や凶悪化をみると、誰しも犯罪被害の当事者やその家族になりうる可能性があると言えます。

このような中、国は平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」を施行し、犯罪被害者の権利を明文化したほか、平成20年（2008年）には「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、支援の内容を拡充しました。犯罪被害者等の保護や支援のための法整備が進む中、被害者支援の重要性が広く認識されるようになりましたが、必ずしも十分とはいえず、犯罪被害者のさまざまな状況に応じた支援を実現するためには、地域社会全体での援助が必要です。

今後も、行政や司法、民間の多くの機関、団体と連携を図り、犯罪被害者の支援に努めます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人については、就職に際しての差別や住居確保の困難など、社会復帰をめざすのにさまざまな厳しい状況があります。

真に更生し、社会の一員として生活を営むためには、本人の更正意欲とともに、家族や職場、地域社会等の理解と協力が必要となります。今後も、保護司会や更生保護女性会などの関係機関、団体との連携を図り、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発活動を推進します。

③ プライバシーに関する問題

情報化社会の発展に伴い、個人のプライバシーが侵害される事例が増えてきています。このような状況を踏まえ、個人の情報を保護する施策が必要になってきています。今後も、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、施策の推進に努めます。

④ その他

その他の人権課題としては、ハンセン病患者や元患者、アイヌの人々（※1）に対する偏見や差別、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、性同一性障害（※2）の人やホームレスへの偏見などの諸課題がありますので、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、あらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。



(※1) アイヌの人々

北海道、樺太、千島列島にまたがる先住民族で、狩猟や漁労、採集を主とする自然と一体の生活様式をもっていた。室町時代から和人との交渉が生じ、江戸時代には従属を余儀なくされ、明治以降は同化政策のもとで言語など固有の習慣や文化の多くが破壊された。

(※2) 性同一性障害

身体・生物学的な性である「生物学的性」と、心の性である「性自認」が異なる状態にあること。



2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 家庭

① 現状と課題

家庭での教育は、各家庭の価値観に基づき行われるものですが、家庭教育は、あらゆる教育の原点と言われ、幼児期からの豊かな情操や思いやり、善悪の判断等の社会的なマナー、自制心や自立心など人格形成の基礎を培ううえで重要な役割を担っており、人権教育の基礎を育む場としてその充実を図ることが重要です。

しかしながら、核家族化や少子化など家庭を取り巻く環境の変化に伴い、家庭における教育機能の低下が指摘されています。

このような中で、人権教育の基礎を育む場としての家庭教育の役割を再認識し、親自身が偏見をもたず、差別をしない、差別を許さないなど、日常生活の中で子どもに示していくことが重要であると考えます。そこで、さまざまな学習の機会をとらえ、各家庭において基本的人権を尊重する精神が身につく、豊かな心を育む家庭教育が推進できるよう支援をしていきます。

② 今後の取り組み

ア 家庭教育への理解促進

P T A等の団体と連携、協働したり、広報紙や啓発冊子等を活用した啓発を推進したりして、家庭における人権教育の重要性について理解が深まるよう努めます。

イ 学習機会の充実

公民館での家庭教育学級の実施、家庭教育人権教育推進委託事業の実施、地区別人権学習会の開催等、学習機会の充実を図り、各家庭において基本的人権を尊重する精神が身につくよう努めます。

(2) 地域社会

① 現状と課題

地域社会において、市民一人ひとりが生きがいをもって心豊かに生活していくためには、すべての人の基本的人権が尊重され、差別と偏見のない社会にすることが重要です。

しかしながら、身のまわりには、間違った認識から起こる差別事象や偏った見方や考え方から起こる人権侵害等々、基本的人権が侵害される事象が発生しています。

こういったことから、地域社会を構成する市民一人ひとりが、基本的人権を尊重することの重要性を認識し、人権の意義や身のまわりの人権問題について正しく理解するとともに、日常生活の中で態度や行動に表れるよう豊かな人権感覚を身につけることが重要です。

そこで、さまざまな学習の機会を通して、市民の人権問題に対する理解と認識が深まるようにし、身近な差別や偏見を見抜く感性や合理的なものの見方や考え方を養い、日常生活の中で、正しく行動できるよう豊かな人権感覚の育成に努めます。



② 今後の取り組み

ア 人権教育に関する学習機会の充実

「地区別人権学習会」、「集会所人権問題学習講座」、「人権について考える集い」、「人権問題セミナー」などの開催、広報紙による啓発、啓発冊子の活用、啓発事業におけるアンケートの実施など、人権教育に関する学習機会の充実に努めます。

イ 人権教育に関する指導者の養成

「人権教育指導者養成講座」や「地区別人権学習会」等を実施し、人権教育に関する指導者の養成に努めます。

ウ 人権課題に係る関係部局との連携

女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害者の人権、外国人の人権、同和問題などに係る関係部局との連携を深め、各種啓発事業の充実に努めます。

(3) 学校等

① 現状と課題

学校(園)においては、子どもたちの発達段階に応じて、人を思いやる心、正義や公正さを重んじる心等の人権尊重の精神に基づいた、豊かな人間性を育成することが大切です。

幼稚園では、人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが豊かに育まれるよう、主体的な学びや友達同士のかかわりを重視した指導に努めます。

小学校では、地域や児童の実態に即し、人権尊重を基盤に、意図的かつ計画的に基礎学力を身につけるとともに、体験活動や交流活動等の機会の充実を通して人権尊重の意識を高めます。

中学校や中等教育学校では、幼稚園、小学校の基本認識を踏まえ、日本国憲法や教育基本法の基本理念である人権尊重の精神を学ぶとともに、人権問題の解決を自分自身の課題として捉え、解消に向け実践する生徒の育成に努めます。

② 今後の取り組み

ア 発達段階に応じた指導の工夫

子どもたちの興味や関心を引き出し、主体的に学習ができるよう、発達段階に応じた指導の工夫に努めます。

イ 体験を重視した効果的な指導の充実

自然体験や社会体験、高齢者や障害者との交流など、体験を重視した指導の充実に努めます。

ウ 教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

人権意識を高め、人権問題を解決しようとする熱意や使命感を培うとともに、教科等の実践的指導力を高めるための研修の充実を図ります。



(4) 企業・団体等

① 現状と課題

近年、企業や団体等は社会を構成する一員として、社会的責任や社会的貢献が問われるようになり、人権問題に関心ではられません。

特に、企業内での女性、障害者、外国人等の待遇問題や採用時の配慮に関して、公正採用選考人権啓発推進員(※1)が中心となり、人権問題について啓発に努めています。

② 今後の取り組み

ア 企業内人権啓発講演会の開催

公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした講演会を引き続き開催します。

イ 人権教育・啓発に関するアンケート調査の実施

企業内における人権教育・啓発等に関するアンケート調査を実施します。

ウ 自主的な取り組みへの支援

企業の人権意識高揚の自主的な取り組みができるよう、情報提供や講師の派遣などの支援を行います。

(※1) 公正採用選考人権啓発推進員

同和問題をはじめとする広い人権問題についての正しい理解と認識をもって、差別のない公正な採用選考システムを確立するため厚生労働省が選任を勧奨しているもので、100人以上の従業員の企業が対象となります。



3 人権に関係の深い職業に従事する人々に対する人権教育・啓発

この計画による人権教育・啓発には市民の理解と協力が必要ですが、特に業務を進めるうえで人権に配慮する職業に従事する教職員、医療関係者、行政職員等への人権教育・啓発を積極的に推進します。

(1) 教職員・社会教育関係者

① 教職員

子どもの人格形成に重要な役割を担う教職員は、人権尊重の理念について十分な認識をもち、熱意と使命感をもって教育活動を展開できる資質と指導力の向上が望まれます。

そのため、教職員に対しては、市や各学校における研修等を充実させ、人権教育についての理解と認識を深め、資質と指導力の向上に努めます。また、幼児児童生徒の「豊かな心」の育成のため、家庭や地域社会との連携をはじめ、高齢者や障害者との交流等の体験活動を推進できるよう支援します。

② 社会教育関係者

社会教育関係者には、地域において人権教育・啓発を指導や助言する資質や能力が求められており、これらの資質や能力の向上が、家庭や地域社会における人権教育・啓発の充実につながるものと考えます。

そのため、社会教育関係者の人権に関する理解や認識が深まるよう研修の充実に努めます。研修にあたっては、豊かな人権感覚が身につく、各種人権課題に即した取り組みを推進する幅広い識見と知識を持った人材を育成するとともに、幼児から高齢者に至るまで、それぞれの段階に応じた多様な学習機会や学習方法が提供できるよう、資質や能力の向上に努めます。

(2) 医療・保健福祉関係者

① 医療関係者

医師や看護師などの医療従事者は、人の生命と健康に直接かわることから、患者と家族のプライバシーやインフォームド・コンセント(※1)に対する認識と配慮が必要とされ、人権意識に基づいた行動が求められています。そのため、自主的な取り組みが促進されるよう積極的に支援します。

② 保健福祉関係者

保健師、民生委員児童委員、社会福祉施設職員などの保健福祉関係者は、子ども、高齢者、障害者等と直接かわりをもっており、業務を進めるにあたっては個人のプライバシーや尊厳に対する認識と配慮が必要とされています。そのため、人権教育・啓発が推進されるよう関係団体等へ働きかけるとともに、自主的な取り組みが促進されるよう積極的に支援します。



(3) 行政・消防職員

① 行政職員

行政職員は、職務を通じて深く市民の日常生活と関わることから、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に細心の人権的配慮を心がけることが求められています。職員がそれぞれの行政分野において、人権を尊重した適切な対応が行えるよう人権に関する研修の充実を図るとともに、行政施策を実施する際には、人権全般に配慮するよう努めます。さらに、地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう努めます。

② 消防職員

消防職員は、生命、身体及び財産の保護等、さまざまな災害や火災予防などの活動を通して市民生活と密接に関わることから、人権に配慮した適正な職務を行うことが要求されます。引き続き、人権教育・啓発を積極的に行い人権意識の向上に努めます。

(※1) インフォームド・コンセント (informed consent)

治療や手術を受ける際に、前もって起こりうる危険性について、医師から十分な説明を受けたうえで患者が与える同意。



4 人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、あらゆる機会に、あらゆる年齢階層に対して、その発達段階に応じた働きかけをする必要があります。そのためには、学校や行政のみならず、家庭、地域、企業、民間団体等の身近な社会の中で指導や助言ができる指導者の役割が重要です。幅広い分野における指導者の育成や支援に努めるとともに、市民一人ひとりが人権教育・啓発の推進者として活動していただくために、講演会や研修会等の開催のほか、市の広報紙やホームページを活用するなど、より多くの市民に学習の機会を広げるよう努めます。

また、これらの活動がより効果的に行えるよう、人権教育・啓発のカリキュラムや教材等に関して創意と工夫に努めます。



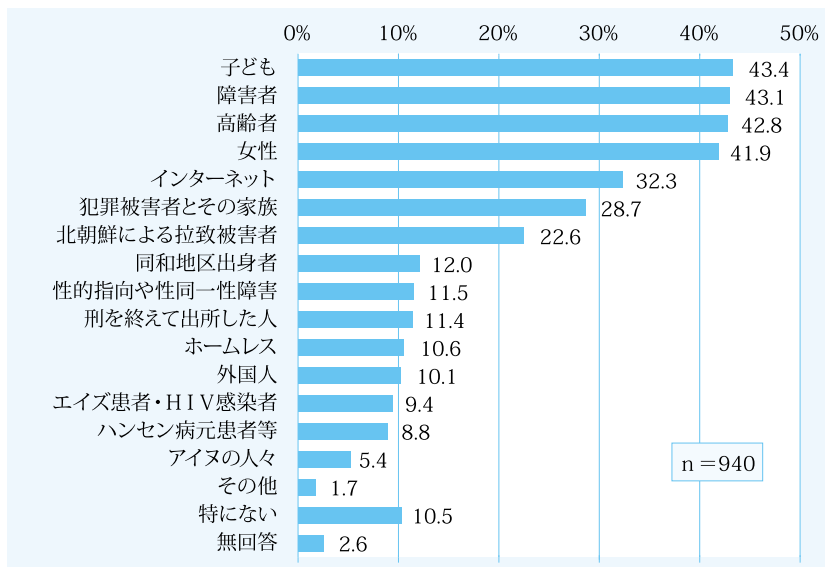
資 料 編

人権に関する意識調査結果の概要

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、平成25年（2013年）7月から8月にかけて、無作為に抽出した市民2,000人を対象に、人権に関する意識調査を実施しました。

女性492人、男性437人、性別未記入11人の計940人から回答があり、有効回収率は47.0%でした。

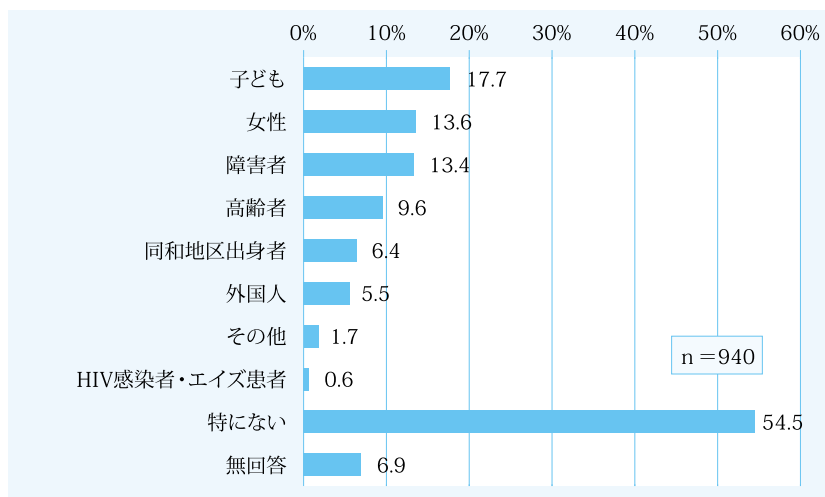
① 関心のある人権問題はどのようなものがありますか（回答はいくつでも選択）



「子ども」「障害者」「高齢者」「女性」の順で関心が高く、いずれも40%を超える割合でした。

他に「インターネットによる人権侵害」、「犯罪被害者とその家族」、「北朝鮮による拉致被害者」が20%を超える割合でした。

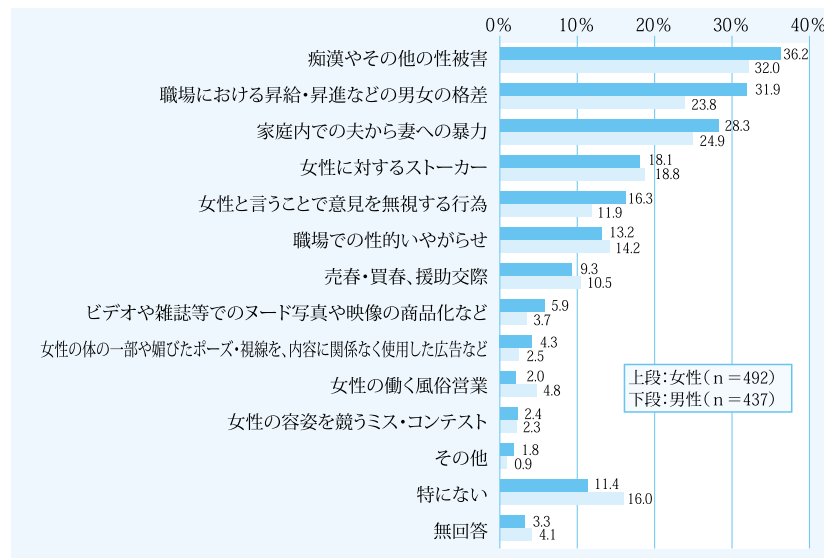
② あなたやまわりの人が差別や人権侵害を受けた経験がありますか（回答はいくつでも選択）



「子どもへのいじめ・虐待」が17.7%で最も高く、次いで「女性に対する差別や人権侵害」が13.6%、「障害者に対する差別や人権侵害」が13.4%でした。

また、「特にない」は半数を超える54.5%でした。

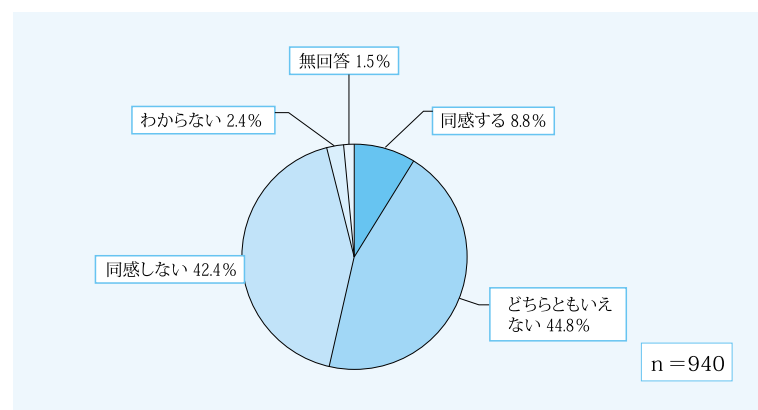
③ 女性について特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



「痴漢やその他の性被害」が34.1%で最も高く、次いで「職場における昇給・昇進などの男女の格差」が27.8%、「家庭内での夫から妻への暴力」が26.6%でした。

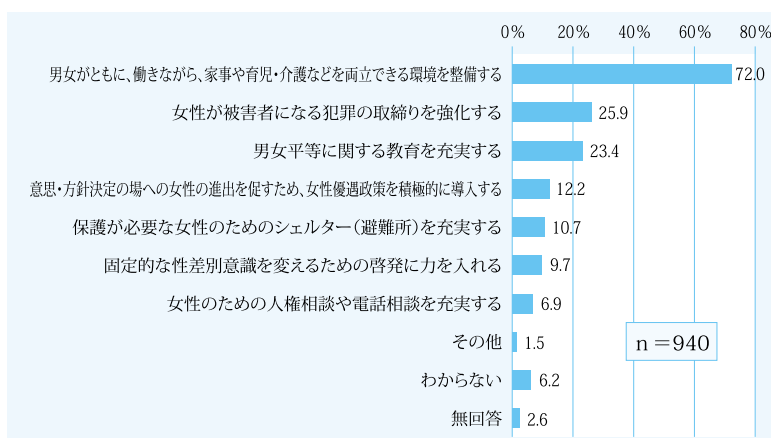
性別で見ると、男女で最も差があるのは「職場における昇給・昇進などの男女の格差」で、女性の方が8.1ポイント高い割合でした。

④ 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しますか（回答は1つだけ）



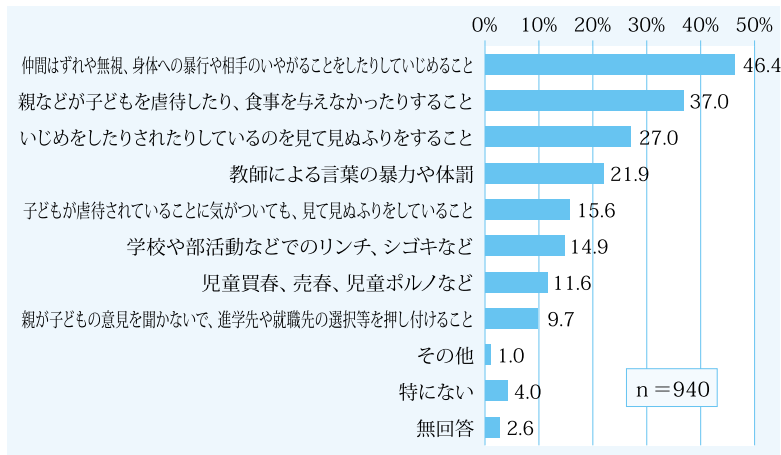
「どちらともいえない」と「同感しない」がともに40%を超える割合で、「同感する」は8.8%でした。

⑤ 女性の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



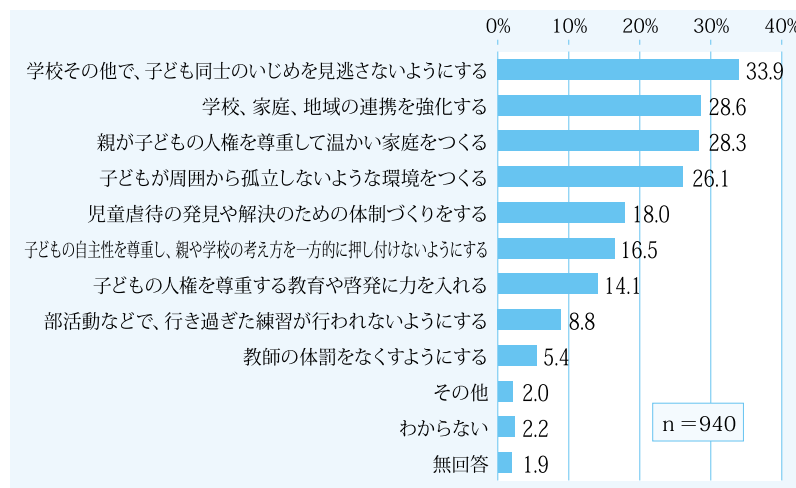
「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が72%で最も高く、次いで「女性が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が25.9%、「男女平等に関する教育を充実する」が23.4%でした。

⑥ 子どもについて特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



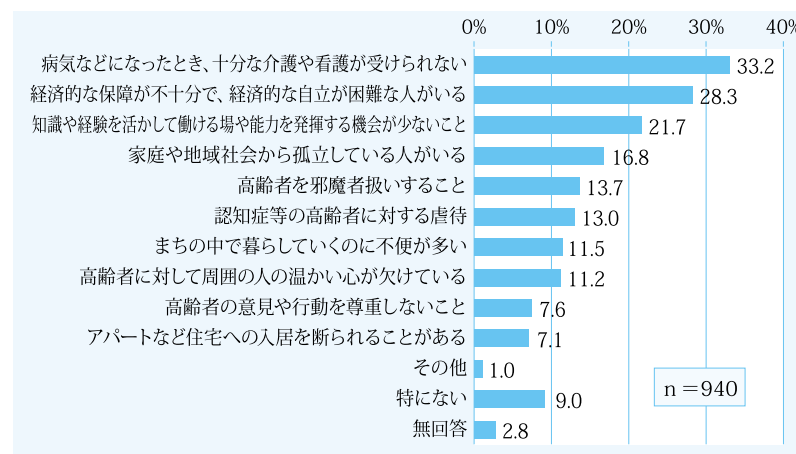
「仲間はずれや無視、身体への暴行や相手のいやがることをしたりしていじめること」が46.4%で最も高く、次いで「親などが子どもを虐待したり、食事を与えなかったりすること」が37.0%、「いじめをしたりされたりしているのを見て見ぬふりをすること」が27.0%でした。

⑦ 子どもの人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



「学校その他で、子ども同士のいじめを見逃さないようにする」が33.9%で最も高く、次いで「学校、家庭、地域の連携を強化する」、「親が子どもの人権を尊重して温かい家庭をつくる」、「子どもが周囲から孤立しないような環境をつくる」がともに20%を超える割合でした。

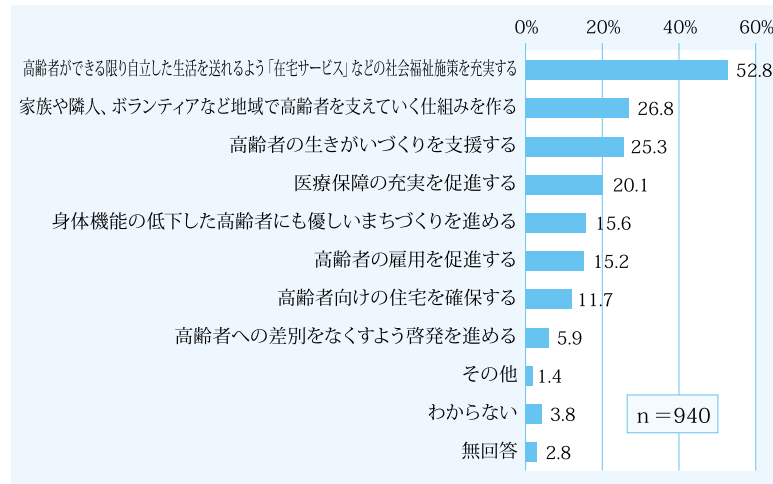
⑧ 高齢者について特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



「病気などになったとき、十分な介護や看護が受けられない」が33.2%で最も高く、次いで「経済的な保障が不十分で、経済的な自立が困難な人がいる」の28.3%、「知識や経験を活かして働ける場や能力を発揮する機会が少ないこと」が21.7%でした。

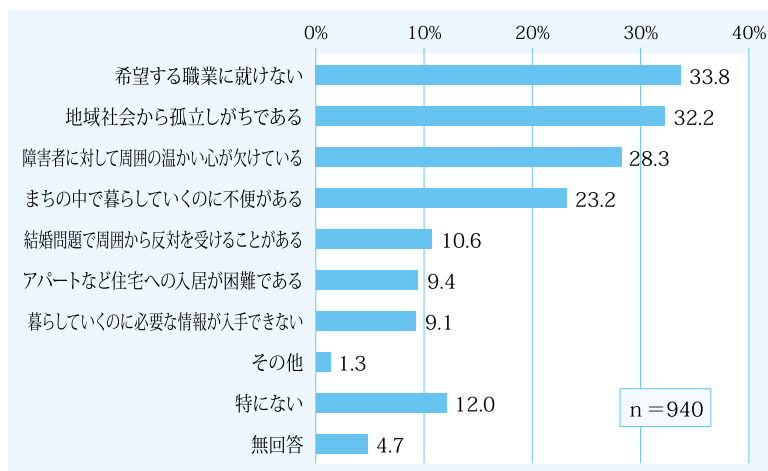


⑨ 高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



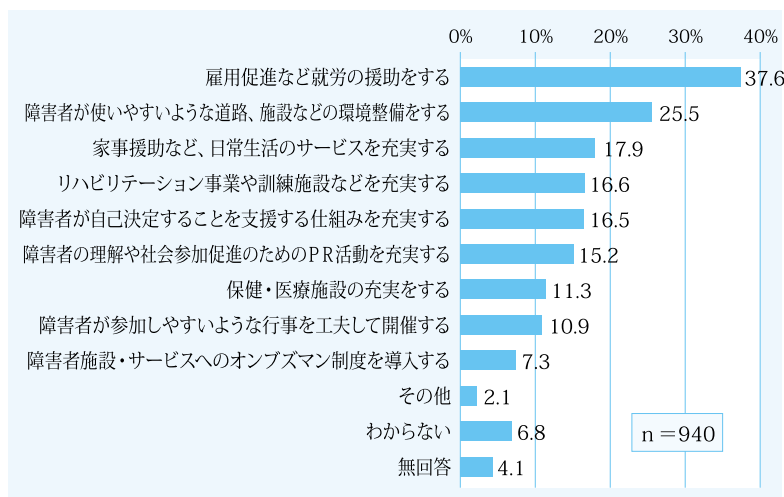
「高齡者ができる限り自立した生活を送れるよう『在宅サービス』などの社会福祉施策を充実する」が52.8%で最も高く、次いで「家族や隣人、ボランティアなど地域で高齡者を支えていく仕組みを作る」が26.8%、「高齡者の生きがいづくりを支援する」が25.3%でした。

⑩ 障害者について特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



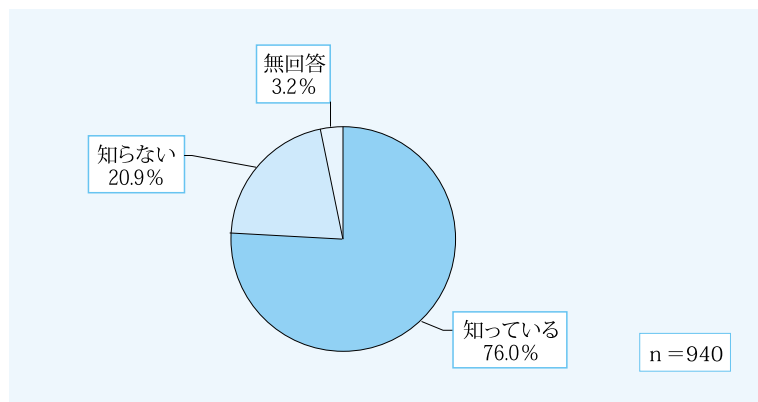
「希望する職に就けない」が33.8%で最も高く、次いで「地域から孤立しがちである」が32.2%、「障害者に対して周囲の温かい心が欠けている」が28.3%でした。

⑪ 障害者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



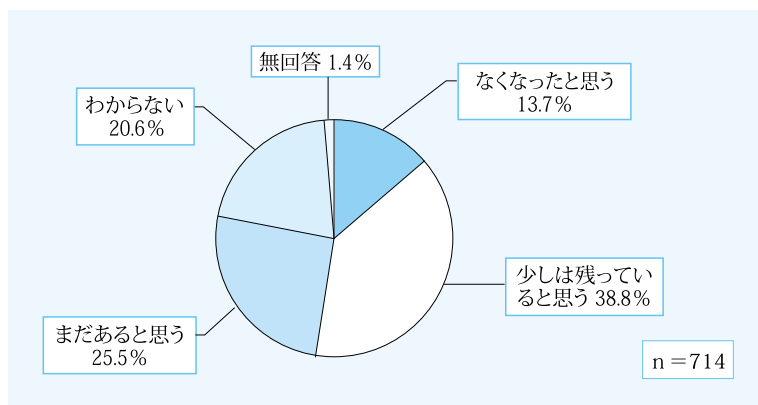
「雇用促進など就労の援助をする」が37.6%で最も高く、次いで「障害者が使いやすいような道路、施設などの環境整備をする」が25.5%でした。

- ⑫ 「同和地区」と呼ばれている地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」といわれる問題を知っていますか（回答は1つだけ）



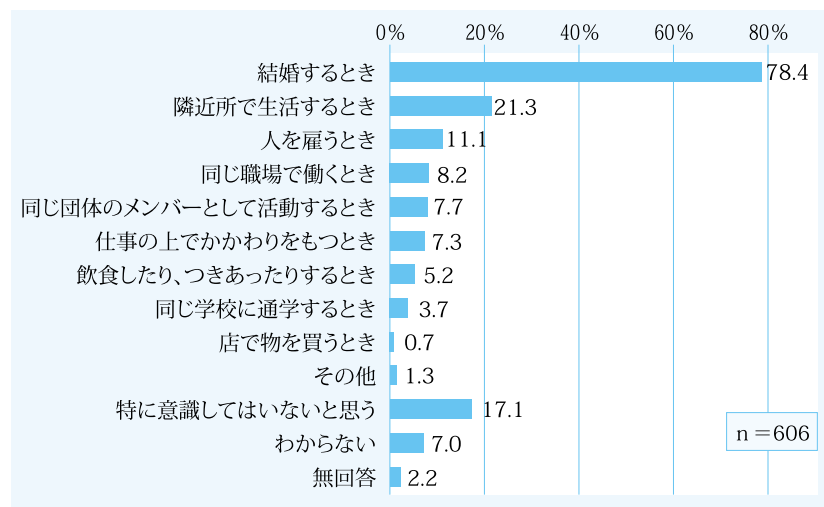
「知っている」が76.0%で4分の3を超える割合であり、「知らない」は20.9%でした。

- ⑬ 同和問題にかかわる差別はなくなったと思いますか（回答は1つだけ）



同和問題を知っていると答えた人のみに回答を求めた設問です。「少しは残っていると思う」が38.8%で最も高く、次いで「まだあると思う」が25.5%でした。

- ⑭ 世間の人々が、どのような場合に同和地区の人のことを気にしたり意識したりしていると思いますか（回答はいくつでも選択）

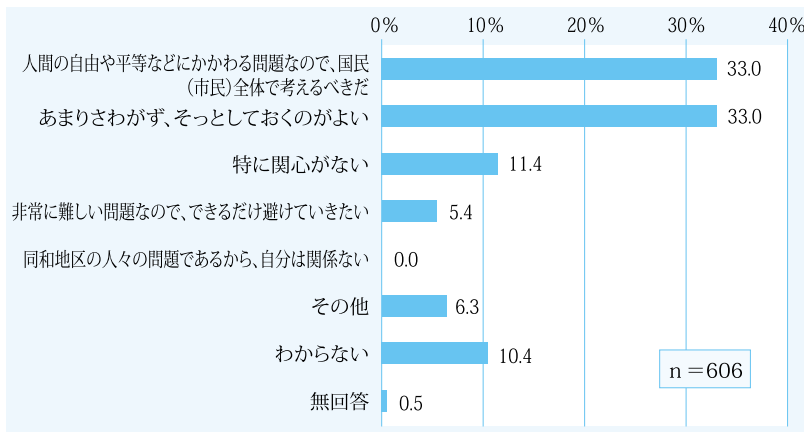


同和問題を知っていて、かつ同和問題がなくなったとは思っていない人のみに回答を求めた設問です。

「結婚するとき」が78.4%で突出して高く、他に「隣近所で生活するとき」、「人を雇うとき」が10%を超える割合でした。



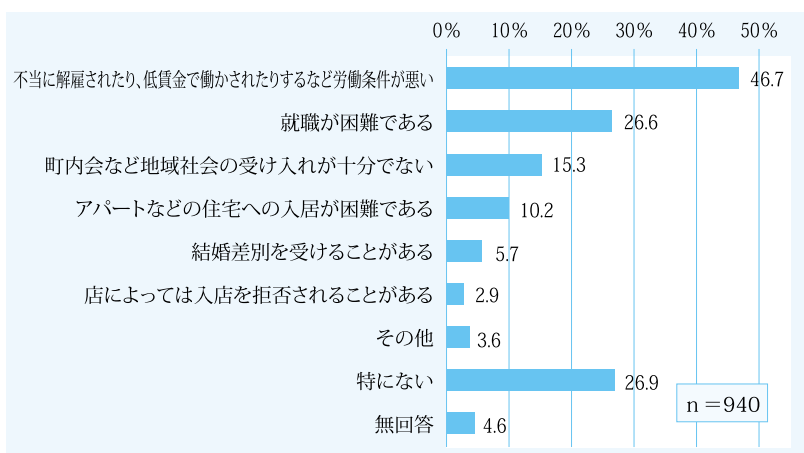
⑮ 同和地区や同和問題についてどう考えますか（回答は1つだけ）



同和問題を知っていて、かつ同和問題がなくなったとは思っていない人のみに回答を求めた設問です。

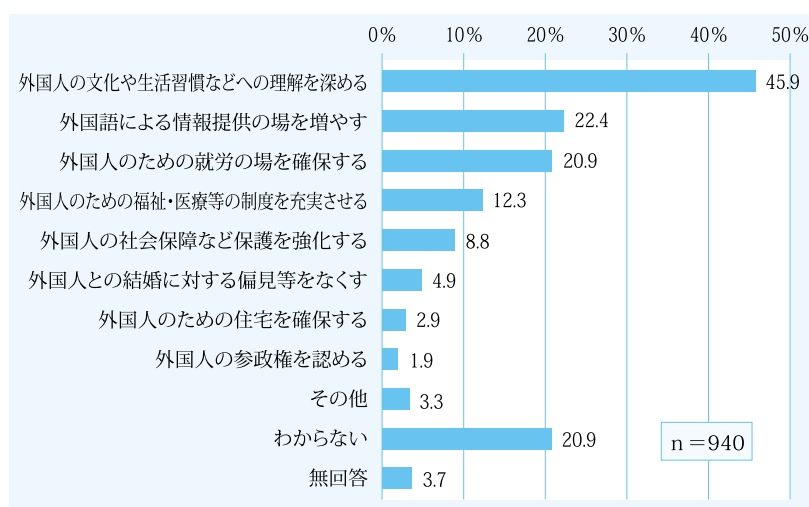
「人間の自由や平等などにかかわる問題なので、国民（市民）全体で考えるべきだ」と「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」が、どちらも33.0%でした。

⑯ 外国人について特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



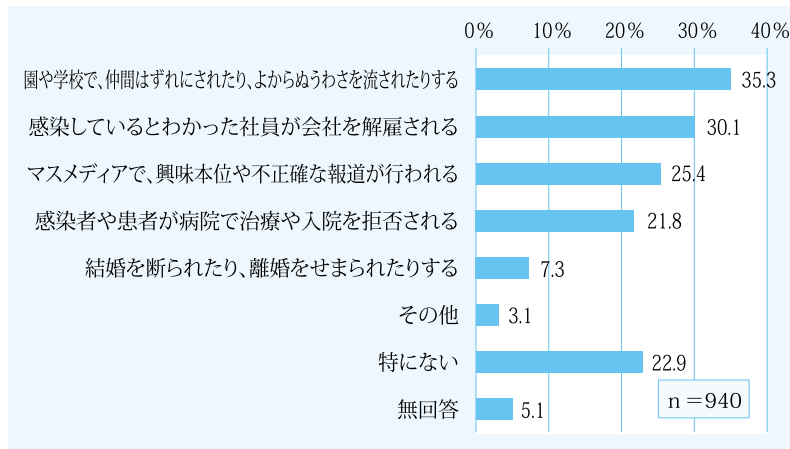
「不当に解雇されたり、低賃金で働かされたりするなど労働条件が悪い」が46.7%で最も高く、次いで「就職が困難である」が26.6%でした。

⑰ 外国人の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



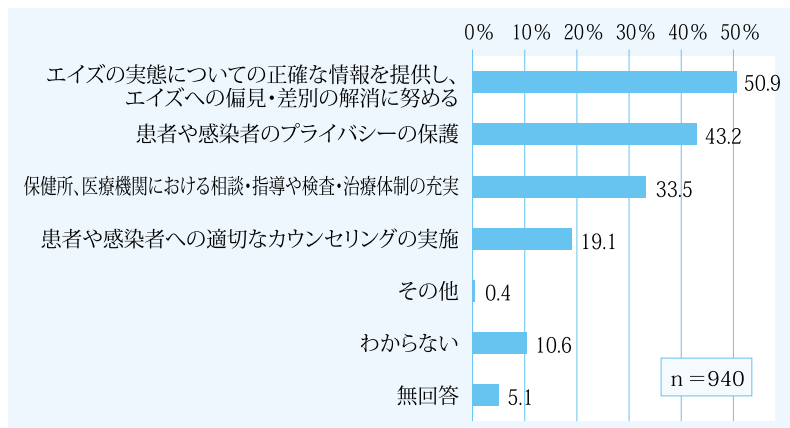
「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が45.9%で最も高く、次いで「外国語による情報提供の場を増やす」が22.4%、「外国人のための就労の場を確保する」が20.9%でした。

⑱ エイズ患者やHIV感染者について特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



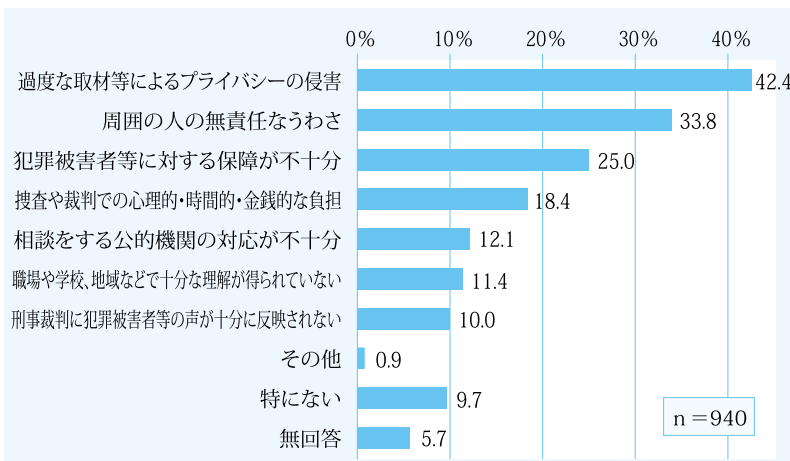
「園や学校で、仲間はずれにされたり、よからぬうわさを流されたりする」が35.3%で最も高く、次いで「感染しているとわかった社員が会社を解雇される」が30.1%、「マスメディアで、興味本位や不正確な報道が行われる」が25.4%でした。

⑲ エイズ患者やHIV感染者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



「エイズの実態についての正確な情報を提供し、エイズへの偏見・差別の解消に努める」が50.9%で最も高く、次いで「患者や感染者のプライバシーの保護」が43.2%、「保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制の充実」が33.5%でした。

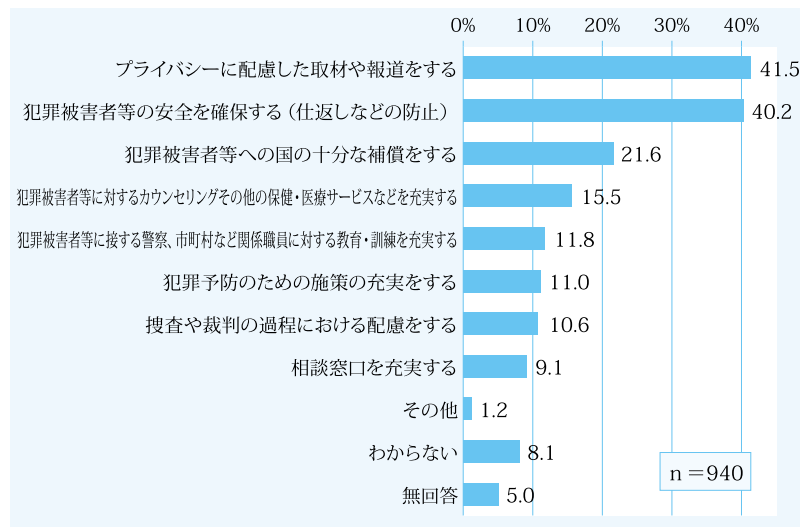
⑳ 犯罪被害者について特に人権上問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



「過度な取材等によるプライバシーの侵害」が42.4%で最も高く、次いで「周囲の人の無責任なうわさ」が33.8%、「犯罪被害者等に対する保障が不十分」が25.0%でした。

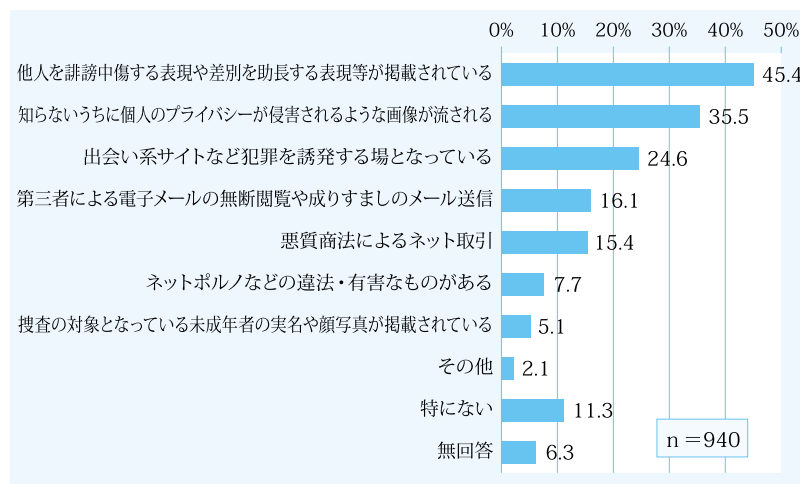


②① 犯罪被害者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



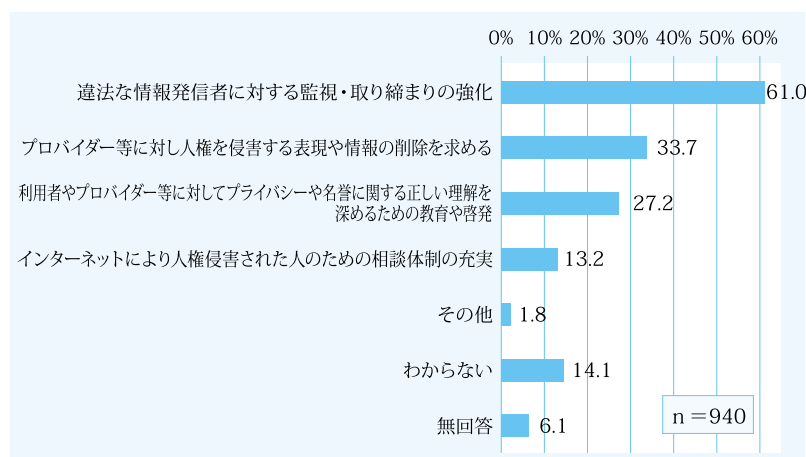
「プライバシーに配慮した取材や報道をする」が41.5%で最も高く、次いで「犯罪被害者等の安全を確保する（仕返しなどの防止）」が40.2%、「犯罪被害者等への国の十分な補償をする」が21.6%でした。

②② インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うのはどのようなことですか（回答は2つまで）



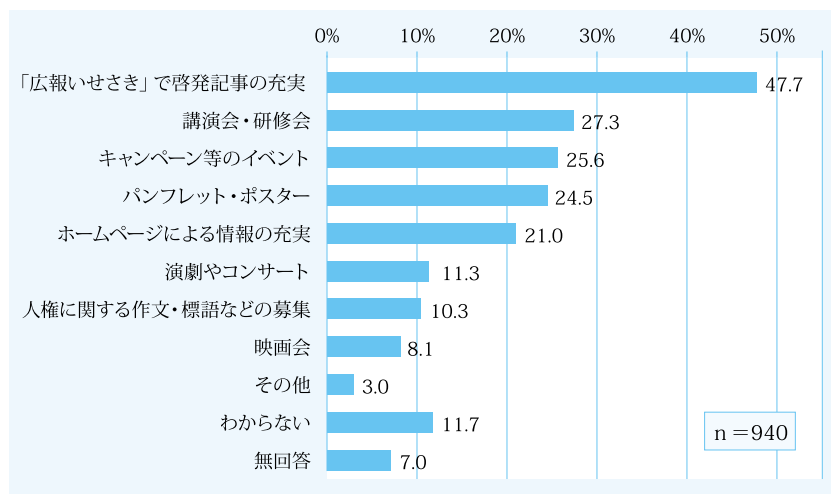
「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等が掲載されている」が45.4%で最も高く、次いで「知らないうちに個人のプライバシーが侵害されるような画像が流される」が35.5%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」が24.6%でした。

②③ インターネットによる人権侵害を解決するためにどのようなことが必要だと思いますか（回答は2つまで）



「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりの強化」が61.0%で最も高く、次いで「プロバイダー等に対し人権を侵害する表現や情報の削除を求める」が33.7%、「利用者やプロバイダー等に対してプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育や啓発」が27.2%でした。

②④ どのような人権啓発活動が効果的だと思いますか（回答はいくつでも選択）



「『広報いせさき』で啓発記事の充実」が47.7%で最も高く、次いで「講演会・研修会」が27.3%、「キャンペーン等のイベント」が25.6%、「パンフレット・ポスター」が24.5%でした。



世界人権宣言

1948年12月10日（国際連合総会採択）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、



かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由・権利の保持の責任と濫用の禁止）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族の禁止、栄典）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第23条 学問の自由は、これを保障する。

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権・国の社会的使命）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利、教育の義務）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

（基本的人権の本質）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定・推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し、関係部局の相互の緊密な連携及び協力を得て、人権施策の総合かつ計画的な推進を図るため、人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の推進に関すること。
- （3）その他計画について必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長には副市長の職にある者を、副委員長には教育長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（幹事）

第5条 委員会の円滑な運営に資するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事長には市民部長の職にある者を、副幹事長には教育部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市民部人権課が処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長 教育長 総務部長 企画部長 市民部長 健康推進部長 福祉部長 消防長 経営企画部長 教育部長

別表第2（第5条関係）

市民部長 教育部長 職員課長 広報課長 市民活動課長 国際課長 健康づくり課長 児童家庭課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 消防本部総務課長 企画財政課長 学校教育課長 生涯学習課長 人権課長



人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、幅広く市民の意見を求めるため、人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、庁内組織である人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定・推進委員会と連携し、基本計画案に関する研究及び検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇談会は13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 1人以内
- (3) 伊勢崎市区長会の代表者 1人以内
- (4) 伊勢崎市くらしの会の代表者 1人以内
- (5) 伊勢崎市国際交流協会の代表者 1人以内
- (6) 伊勢崎市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (7) 伊勢崎市立小学校長会及び伊勢崎市立中学校長会の代表者 1人以内
- (8) 伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会の代表者 1人以内
- (9) 伊勢崎市老人クラブ連合会の代表者 1人以内
- (10) 伊勢崎市の障害者団体の代表者 1人以内
- (11) 伊勢崎人権擁護委員協議会の代表者 1人以内
- (12) 伊勢崎市の同和団体の代表者 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開催される会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民部人権課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。



人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所属・団体名等
会 長	森 部 英 生	学識経験者
副会長	石 原 國 憲	伊勢崎市区長会
委 員	吉 田 勝 昭	公募市民
委 員	児 島 安 子	公募市民
委 員	萩 原 英 代	伊勢崎市くらしの会
委 員	高 野 知 子	伊勢崎市国際交流協会
委 員	行 方 実由記	伊勢崎市社会福祉協議会
委 員	大 嶋 寿 郎	伊勢崎市立小学校長会及び伊勢崎市立中学校長会
委 員	八野田 滋 子	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
委 員	砂 長 香	伊勢崎市老人クラブ連合会
委 員	伊 藤 ツ ル	伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会
委 員	長 岡 由美子	伊勢崎人権擁護委員協議会
委 員	栗 原 誠	部落解放同盟伊勢崎市協議会

第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画



平成27年3月発行

発行 伊勢崎市市民部人権課

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

TEL 0270-27-2730

FAX 0270-23-9800

第2次
人権教育・啓発の推進に関する
伊勢崎市基本計画

